

デジタル時代の議会図書館

村上正志

- ① インターネット情報源の増加と検索技術の発達で、図書館の利用は減少したと言われている。一方、議会図書館には、議員サイドで解決できない調査を依頼してくるので、情報課題の難易度が高くなっている。議会の立法活動の高度化に対して、議会図書館は、調査員・司書の能力、豊富な情報源、情報提供サービス等を通じて貢献できる可能性がある。
- ② IFLA（国際図書館連盟）は『政府諸部門の図書館のためのガイドライン』を公表した。これは、発展途上国で図書館を設置する場合に役立ち、政府図書館の運営の指針となることを目指したものである。予算削減による政府図書館の縮小や閉鎖の危機への対応策も示されている。
- ③ 議会からの要請の高度化や情報環境の変化に対応するため、組織の再編が行われている。主題部門別にチーム編成にしたところもあれば、立法件数の急増に備えて、議会図書館から立法調査部門を独立させたところもある。
- ④ 図書館や類縁機関との協力関係では、対象となる組織の範囲を広げ、プロジェクト遂行など具体的目標を掲げて、組織間の協定や合意に基づくパートナーシップが重要となってきた。
- ⑤ 利用者ニーズを正確に把握する手段には、利用者調査のような直接的な評価方法もあるが、支持団体や図書館委員会を通じて、利用者との円滑な意思疎通を図ることも重要である。また、利用者の情報要求の程度に応じた類型化も役に立つ。
- ⑥ 議会情報について、議員とそのスタッフが自分で調べることを前提としたセルフヘルプサービスの概念が、議会図書館のシステム構築の基本方針となっている。同時に、議員等に対する情報技術の研修も重視されている。
- ⑦ 議会資料をデジタル化して、議会資料のアーカイブを作る計画が実施されている。インターネットで公開し、国民共有の財産とすることも目的の一つである。2か国で共同し、歴史を遡ってすべての議会資料をデジタル化した事例も報告されている。
- ⑧ 日々発生する議会情報を即時に提供するシステム、国政の重要課題について、主題別に項目を選定し、関連資料を一括して提供するシステムなど、立法活動で必要とされる情報を的確に伝えるシステムの構築が進展している。
- ⑨ インターネット社会との関わり方にも変化が見られる。議会図書館の中には、インターネット社会における市民の政治的な動きを、政治的議論の場と捉え、その条件の整備を自らの役割と考えるところが現れた。インターネット社会における議会図書館の役割について、今後の議論が必要であろう。

デジタル時代の議会図書館

村上正志

目次

はじめに

I 議会図書館の役割の変化

- 1 議会図書館の独自の位置
- 2 政府諸部門の図書館のためのガイドライン

II 環境適応のための組織再編

- 1 チーム・アプローチ
- 2 統合モデルから独立モデルへ
- 3 協力とパートナーシップ
- 4 政府図書館の危機

III 利用についての課題

- 1 利用者ニーズの把握と図書館のPR
- 2 セルフヘルプサービス

IV 議会図書館の情報サービス

- 1 議会資料のデジタル化
- 2 付加価値情報の提供

V ウェブ世界との関わり

- 1 情報資源の探索
- 2 ウェブ情報源と典拠
- 3 政治参加の場

おわりに

はじめに

本稿は、議会図書館を取り巻く環境の変化に
適応するため、近年、議会図書館が行っている
試みを概観して整理し、インターネット社会に
おける議会図書館の役割に関する、今後の議論
の参考となることを目的とするものである。

議会に対して図書館サービスと調査・情報
サービスを担う組織の形態は、国によって異な
り、調査・情報サービスを図書館とは別の組織
が担う場合もあるが、本稿では、「議会図書館」
を、その両方のサービスを担う組織の意味で用
いている。

I 議会図書館の役割の変化

1 議会図書館の独自の位置

近年、インターネット情報源の増加と検索技
術の普及に伴い、図書館の利用が減少したと言
われている。1990年代半ばまで、すべての分野で
はないにしても、資料の利用について独占的な
位置を保ち、オンライン目録という情報検索能
力によって優位に立っていた図書館は、利用者
が直接利用できる情報源が増えるにつれて、情
報の保管所としての地位を低下させてきた⁽¹⁾。

議会図書館については、議員とそのスタッフ
が、インターネット情報源から情報を直接入手
する機会が増えた結果、議会図書館への調査依
頼は、議員サイドで解決することができない難
度の高い情報課題であることが多く、以前より
も複雑なものになる傾向があるといわれている⁽²⁾。

議会図書館を一般図書館から区別する大きな
特徴は、議会図書館が、図書館の所蔵資料のほ
かに、議会がその活動の中で生産する情報、議

会の調査部門や議会図書館自体が、立法補佐活
動の過程で生産する情報を収集、組織化し、蓄
積して、議会と一般公衆の利用に供している点
である。さらに、これらの情報はデジタル化さ
れて、議会情報は独自のインターネット情報源
の一つとなり、議会関係者だけでなく、一般か
らも広く利用されるようになった。

議会図書館に対する簡易な調査の依頼件数が
減少したとするなら、それは議員等によるイン
ターネット情報源の利用と、議会図書館が提供
する情報源の利用の両方が増加している結果で
ある。議会図書館に寄せられる調査依頼の中
で、困難で時間のかかる課題が増加するに伴
い、図書館の成果物の評価指標が変化してい
るとする指摘がある⁽³⁾。それによると、従来、問
合せ、来館、図書の貸出、複写、サイトへのア
クセスの件数が、利用の指標と考えられてきた
が、この指標は今では力を失っている。簡易な
質問は、オンライン・セルフサービスで処理さ
れるため、レファレンスや調査には、単純な質
問・回答モデルが適用できなくなっている。議
員等へのレクチャーや意見交換のように、顧客
との密接な共同作業に力点が置かれるように
なると、議会図書館の成果物は、定義が明確な
問合せ処理という条件では、容易に測定できな
いことになり、従来の問合せ処理とは別の評価
指標を設ける必要が生じる。

議会図書館にとって、客観的で、中立的立場
からの情報提供という原則は、セールス・ポイ
ントとなっている。しかし、この原則に背反す
る情報要求を議員から依頼されることがあり、
議会図書館の中立性をめぐる問題点の一つと
なっている。議員は、時として、最良の情報で
もなく、特定の政策課題について客観的でバラ
ンスのよい情報でもなく、特定の視点を支える
情報つまり政治的に効果のある情報を求めてく

(1) Giina Kaskla and Iain Watt, "Raising the Game of the European Parliament Library," *Circular Newsletter*, vol. 26 no.18-19, June 2007, p.29.

(2) *ibid.*

(3) *ibid.*, p.30.

ることがある。これは図書館にとって倫理的な問題を引き起こす可能性がある。図書館員は、訓練と経験により、情報に批判的にアプローチし、情報の質を吟味している。調査員が、政治的なアプローチに移行することができるのか、逆に、党派的モードから客観的モードに簡単に切り替えられるのか⁽⁴⁾、これらに対する適切な解答はまだ得られていない。

議会の仕事を支えるために議会図書館が果たすべき役割は何か。多くの議会図書館員は、討論や政策決定の質の向上を望む議会に対して、議会図書館と調査・情報サービスは大きく貢献することができると考えている。ニュージーランド議会図書館（New Zealand Parliamentary Library）のモイラ・フレーザー館長（Moira Fraser）は、それを成功させるための必須の要素に、①調査サービスを活用する議員、②専門性を持ちプレゼンテーション能力をもつ調査員、③議会情報の完全なコレクションとインターネット情報資源、④情報資源を組織化し、議員のために用いる図書館員、⑤議員とそのスタッフに対する情報技術に関する研修の5点を挙げている⁽⁵⁾。

この中で、研修プログラムが重視されている点が注目される。議会図書館の活動を、情報の流れの視点で見ると、議員等からの情報要求に個別に回答する情報の流れと、議会図書館のシステムやインターネット情報源を、議員等が検索して入手する情報の流れの二つが考えられる。前者の情報の流れでは、調査員から議員への情報伝達は、口頭・紙・電子ファイル・電子メール等いずれの場合でも確実に届く。しかし、後者の情報の流れは、議員等がPCや携帯端末に向かって、電子情報資源の窓口を訪れ、

検索ボックスに情報要求を入力しない限り、成立しない。議員等からシステムに向かって情報要求を発出する部分が、議会図書館と議員との間の情報流通の隘路となっている。議会図書館から議員等へのシステムを介した情報のやりとりを促進するため、口頭や文書ではない情報要求のテクニックを教える研修は重要度を増している。

2 政府諸部門の図書館のためのガイドライン

国際図書館連盟（International Federation of Library Associations 以下IFLAとする。）の三分科会、政府図書館分科会、政府情報及び政府刊行物分科会、議会のための図書館及び情報サービス分科会は、2007年3月に、『政府諸部門の図書館のためのガイドライン』（“Guidelines for Libraries of Government Departments” ver.2.0, 28 March 2007、以下『ガイドライン』とする。）をインターネット上に公開した⁽⁶⁾。この『ガイドライン』が必要とされる理由は、次の4点である⁽⁷⁾。

- ① 政府図書館の組織、責務、価値について世界中から最優良事例を集めるため
- ② 政府図書館の最優良事例について、政府に対する手引きとして役立たせるため
- ③ 発展途上国で、政府図書館の組織と責務に関するツールとして使用させるため
- ④ 政府図書館の発展と改善のための主張（advocacy）を支持するため

また、IFLAは、このガイドラインを強制する権限はもたないし、すべてのガイドラインがすべての政府諸部門の図書館に適用されるもの

(4) *ibid.*

(5) Moira Fraser, “Parliamentary Libraries and Research Services: working to support Parliaments.” presented paper at the conference APLAP 2006, pp.5-6.

(6) 2007年8月現在、IFLAのウェブサイトには、タイトルと内容の一部が変更された第3版が掲載されている。“Recommendations and Best Practices for Libraries of Government Departments-Guidelines for Library Development.” Version 3.0, August 2007. <http://www.ifla.org/VII/s4/pubs/Guidelines-Gov-Lib_Draft.pdf>

(7) *ibid.*, p.3.

ではないとし、むしろ、政府諸部門の図書館の運営や発展にとって役に立つものであると述べている⁽⁸⁾。

この『ガイドライン』で定義されている政府図書館の類型には、立法、行政、司法の三部門の図書館がすべて含まれている。立法府の図書館には議会図書館、州または地方議会の図書館が含まれる。行政府の図書館には、府省の図書館、行政府の諸機関、諸組織の図書館、大使館の図書館、州・地域・地方政府の図書館、国立図書館が含まれる。司法府の図書館には、最高裁判所図書館及びその他の裁判所の図書館が含まれる⁽⁹⁾。

『ガイドライン』の当初の内容は、政府図書館の類型、利用者ニーズの識別と対処、政府当局に対するレファレンス機能（未完）、内部及び外部利用者に対するレファレンス機能（未完）、蔵書構築、ドキュメントの管理と配布、有形の蔵書及び電子蔵書へのアクセス、有形の蔵書及び電子蔵書の保存、一般管理、職員と人事、財務と資源の管理、政府図書館の役割に関する主張（advocacy）、政府図書館間及び他の図書館との協力、マーケティングとPR、利用者のプライバシーの守秘義務、政府図書館の動向となっており政府図書館の活動の全領域を網羅している。

各章は、該当するテーマの現況、重要課題への対応や解決のための指針、優良事例の紹介などから構成されている。たとえば、第3章の「利用者ニーズの識別と対処」の章では、利用者層の識別、図書館利用者のニーズの決定、図書館委員会の設置、ニーズの類型、進捗報告書という構成である。この中の「図書館利用者のニーズの決定」では、貸出やレファレンスデータの調査等間接的なニーズ評価法、利用者サーベイ、中心的な利用者グループへのインタビュー、利用結果のフィードバック情報の収集

などの直接的なニーズ評価法が示されている。

IFLAでは、これを2007年8月に南アフリカのダーバンで開催される年次総会に提出し、そこで再度の改訂を経て刊行する予定としている。

このガイドラインは、新たに登場した電子情報に対し、収集、提供、保存における課題を指摘するほか、政府図書館の役割が重要であるとの主張、他機関との連携の強化など、現在の政府諸部門の図書館が抱える多様な課題への対応に指針を与えようとするものである。最終章の「政府図書館の動向」では、運営予算の削減による縮小や閉鎖の危機に対して、政府図書館の役割と意義について、親機関に説明し理解を求めることの重要性が強調されている。おそらくそのような危機意識の共有ということも、このガイドラインの作成動機のひとつに数えられるように思われる。

II 環境適応のための組織再編

1 チーム・アプローチ

情報技術の飛躍的な進歩は、議会図書館のサービスと業務に大きな影響を与えるとともに、組織のあり方にも変化を引き起こした。カナダ議会図書館（Library of Parliament, Canada）のリチャード・パレ氏（Richard Pare）は、図書館の組織構造に関する論文の中で、情報技術の引き起こした変化は、議会図書館だけでなく、議会または立法機関の機能に影響を与え、組織構造を変えてしまうほど大きいと指摘した。近年、知識を基礎とする組織（knowledge-based organization）の概念が議会や立法機関に広がり、この新しい概念の実現に際しては、現在及び将来とも、議会図書館がそのための手段になるとされている⁽¹⁰⁾。

リチャード・パレ氏は、知識に基礎を置く組

(8) *ibid.*

(9) *ibid.*, pp.5-6.

織の定義を明確に述べていないが、将来のバーチャル議会図書館の主要な柱を、電子情報、情報システム、知識（スタッフと専門職）、印刷資料コレクションとし、図書館員、調査分析担当者、技術者の役割は、将来はさらに知識ベース志向となり、主題や分野によるチーム・アプローチが、最も信頼できる電子情報源へのアクセスを保障するための標準となること示唆している⁽¹¹⁾。

ニュージーランド議会図書館のワークフロー調整官（Workflow Co-ordinator）のジョン・モロイ氏（John Molloy）は、2006年に開催されたAPLAP⁽¹²⁾大会で、『質問への回答』（“Answering Questions”⁽¹³⁾）と題する報告を行った。これは、議員等からの質問にどう答えるかという議会図書館にとって最も基本的な課題をめぐる業務の改善とその効果を紹介したものであるが、議会図書館の組織のあり方に示唆を与える内容となっている。

同議会図書館が情報リクエストサービスを行う対象は、議員とそのスタッフ、政党の調査部門（unit）、議会に属する組織のスタッフの3カテゴリーである。同図書館は2002年に学際的な主題チームを基礎に置く組織に再編された。この主題チームは、経済・産業、法律・政治、公共政策の3部門に分かれ、各チームは、調査司書、調査分析担当、ワークフロー担当、電子サービス担当、索引担当及びチームマネジャーの混合部隊からなる。このほかにリソース・チームがあり、ここは「既知の事項」に関する

要求に回答する⁽¹⁴⁾。

調査依頼の受付から回答までの過程は次のとおりである。議員等からの調査依頼は、調査司書が担当する中央問合せ受付（質問デスク）で接受する。接受した依頼はシステムに登録した後、調査のために適切なチームに振り分けられ、回答は調査司書または調査分析担当者が行う⁽¹⁵⁾。依頼は、図書や論文を求める単純なものから、広範な統計的分析を求める複雑なものまで多岐にわたるが、これに対して議会図書館の豊富なコレクション、インターネット情報資源やオンラインデータベースを調べ、時には外部の情報源に連絡をとるなどの調査を行って、回答する⁽¹⁶⁾。

各チームにはワークフロー調整担当者が配されており、調査依頼の回答期限、調査員の能力、必要とされる専門的知識のレベルを考慮しながら、受けた調査依頼を該当分野の専門家に振り分ける役割を担う。ワークフロー調整担当者はまた、回答期限に間に合わせるようにすることと調査結果が適切な水準に達していることに責任をもつ⁽¹⁷⁾。調査への回答が完了すると、レファレンス・リクエスト・テキストベースに入力する。この入力の利点は、重複が回避されること、知識ベース及び情報源として役立つこと、データを統計報告や品質管理に使えることである⁽¹⁸⁾。また、組織をチーム体制にした結果、主題知識の開発、協力の奨励、知識共有の奨励が可能になったという⁽¹⁹⁾。

類似の傾向は韓国国会図書館でも見られる。

(10) Richard Pare, “Organizational Structures: How do they influence the Library?”, p.2.
(<http://www.ifla.org/IV/ifla69/papers/203e-Pare.pdf>)

(11) *ibid.*

(12) Association of Parliamentary Librarians of Asia and the Pacific: アジア太平洋議会図書館長協会

(13) John Molloy, “Answering Questions.” presented paper at the conference APLAP 2006.

(14) *ibid.*, p.17.

(15) *ibid.*, p.19.

(16) *ibid.*, p.20.

(17) *ibid.*, p.23.

(18) *ibid.*, p.24.

(19) *ibid.*, p.18.

ここでは、国会に提出される法案や政策課題について、各主題別に、概要、図書・論文等の関連資料、専門家・専門機関、ウェブサイト情報を集めた「立法知識データベース」を提供しているが、これは、国会図書館の研究官（立法支援の調査及び分析を担当）と司書の協働の産物と言われている⁽²⁰⁾。

このように、議員等からの調査依頼への報告や議員等に提供する情報サービスのそれぞれの局面で、国会図書館側の調査体制が、チーム・アプローチを選択する傾向が見られる。これは、おそらく、議員からの情報要求が、ある主題に関して、断片的な情報の寄せ集めではなく、総合的な知識やその評価を求める要求に変化してきていることの反映と考えることができる。

国会図書館や調査サービスにおいて、主題の専門家と情報提供を担う司書の役割分担と協働は、長い間組織運営上の課題となってきた。国会図書館では取り扱う主題の範囲が広く、多くの図書館員はジェネラリストとして採用される傾向にあるが、行政と立法の技術的性格が強まるにつれて、国会図書館の業務はスペシャリスト的になりつつあるので、チームの中で交替可能な形で働くことができるジェネラリストの効用と、増加する専門性への要求との矛盾に直面するようになったとの指摘がある⁽²¹⁾。このような分裂に対して、データベース構築における専門家と司書の協働はひとつの解決を示している。

2 統合モデルから独立モデルへ

議会に対する調査・情報サービスと図書館サービスのそれぞれの機能を担う組織形態に

は、大別して四つの組み合わせがある。調査サービスを国会図書館の一部が行う「統合モデル」、調査サービスが図書館から独立している「独立モデル」、調査サービスを、単独の組織ではなく、議会に所属する複数の組織が分担する「分散モデル」、調査サービスが、国会図書館、アーカイブ部門などを含むより大きな組織の一部を構成する「分節モデル」に分けられる⁽²²⁾。

いくつかの国会図書館では、立法環境の変化に対応するために組織再編が行われているが、近年比較的大規模な再編が行われた例として、韓国が、国会図書館とは別に「立法調査処」を新設した動きがある。これは「統合モデル」から「独立モデル」への移行と考えることができる。

「立法調査処」設置の背景には、近年の議員立法件数の急増がある。第16代国会の2000年から2004年まで、国会に提出された議員発議法案は789件であったのに対し、第17代国会の始まった2004年5月末から2006年1月までの1年半で2,686件にのぼり、第16代国会の半分以下の期間に、3倍以上の法案が提出されたという⁽²³⁾。この現象は、議員の政策課題設定能力と、議会政治活動に対する熱意を示すものと評価されているが、一方で「行政府が、法案を作成するために大人数でチームを形成し、多くの時間を費やすことができるのに対し、議員立法の場合、数人の秘書や、数少ない国会事務処・国会図書館の調査スタッフに頼らざるを得ない」現状を、議員の立法補佐体制の不備と指摘する声もあった⁽²⁴⁾。

また、単純なデータよりも、データのもつ政策的な含意を求める事例が増えていること、政策及び立法結果に対する不確実性の増大に伴

(20) パク・ジョンヒョン「韓国議会のデジタル情報提供サービス」第3回韓国国会図書館との業務交流 2005.12.（事務用資料）

(21) Kaskla and Watt, *op.cit.*, p.30

(22) “Re-organization of the Research Section in the Turkey Grand National Assembly.” APLAP 2005 Website. <<http://aplapindia2005.nic.in/paperturkey.pdf>>

(23) 白井京「議員立法の急増と国会改革関連法」『外国の立法』229号, 2006.8, p.175.

(24) 同上

い、立法の影響評価についての要求が増えていることなど、立法過程における専門性が深化し、情報要求レベルが変化してきた点も、変革を促す大きな要因となった⁽²⁵⁾。

このような事態を背景に、韓国国会は、2006年12月26日、本会議で「国会法一部改正法案」及び「国会立法調査処法案」を可決した。「立法調査処」は米国議会図書館の議会調査局をモデルとしており、独立性、中立性を保ちながら立法活動を支援することとされた。立法調査処は部長以下90名程度の職員を擁し、2007年8月末に活動を開始する予定といわれている。その職務は次の通りである。

- ① 国会の委員会または国会議員が要求する事項の調査・分析及び回答
- ② 立法・政策関連の調査研究及び情報の提供
- ③ 立法・政策関連資料の収集・管理及び普及
- ④ 国会議員研究団体に対する情報の提供
- ⑤ 外国の立法動向の分析及び情報の提供

これと並行して、韓国国会図書館でも立法補佐業務の強化を目指し、専門家を拡充するために職制を改正し、契約職公務員を採用できるようにした。契約職公務員の担当分野は、立法情報に関するレファレンス、立法情報に関するデータベースの構築、海外資料の調査・翻訳などの業務とされている⁽²⁶⁾。

3 協力とパートナーシップ

議会図書館も、他種の図書館と同様に、議会図書館相互、館種の異なる図書館、関連機関等

と協力関係を築いてきた。政府図書館の「協力」について、『ガイドライン』では、図書館は、求められるサービスのすべてを単独で提供することはできないので、協力とネットワーク構築が、効率的な仕事の遂行、新しい環境への早期の適応、政府の各組織が必要とする情報の提供などの課題を解決するため、必須の要素となってきたと説明されている⁽²⁷⁾。

『ガイドライン』はまた、専門的な業務に係る協力活動の例として、専門的な主題に関する規則的な会合、総合目録、閉鎖または予算削減に直面した図書館への支援、図書館訪問、政府図書館間の情報交換のための年次のイベント、政府図書館メーリングリストとウェブログの創設と運営、政府図書館のリストと詳細な連絡先、各館が所蔵する雑誌・新聞等、政府図書館間の複写及び図書提供サービス、電子雑誌の予約を行う際のコンソーシアムへの参加、データベースの購入または使用許諾を有利に行うための協定、バーチャル政府図書館創設のような共同プロジェクトの実施、共同研修プログラム等を挙げている⁽²⁸⁾。

一方、最近では、図書館間の「協力」の概念に代わって、対象となる相手組織の範囲がさらに広く、プロジェクトの遂行や事業の実施のような具体的な目標を掲げた、組織間の協定や合意に基づく活動を表現する「パートナーシップ」の概念が用いられる例が増えている。

資料の共有に関するパートナーシップでは、重要度の高い資料・情報の入手と利用、自館が所蔵しない歴史的文献あるいは専門的情報の入手と利用が可能となり、しかも他の手段に比較して経済的にそれができるようになる。上述した電子雑誌契約時のコンソーシアムへの参加、

(25) イ・ヒョンチュル「顧客の需要変化と立法情報サービスの発展」第3回韓国国会図書館との業務交流 2005.12.(事務用資料)

(26) 「韓国国会の「立法調査処」新設と国会図書館の職制改革」『カレントアウェアネス—E』E607 (no.100), 2007.2.14, <<http://www.dap.ndl.go.jp/ca/modules/cae/item.php?itemid=624>>

(27) IFLA. *op.cit.*, p.35.

(28) *ibid.*

データベースの購入や使用許諾を有利に行うための協定は、パートナーシップに基づいて行われることが多い。

これらのことは、サービスの改善と向上に寄与し、サービス提供の費用便益率を改善する。また、共同研修プログラムを通して、職員の技術的、専門的能力の開発に資することも可能である。さらに、これらの活動を通して、国内及び国際ネットワークを強化し、関係者間のコミュニケーションと結びつきをいっそう強めることができる⁽²⁹⁾。

パートナーシップの多様な類型を検討し、議会図書館員が、他機関との提携を考える際の基本的問題を取り上げたカナダ議会図書館の報告によると、同図書館は、議会情報調査サービスでは9機関と、情報・文献資源サービスでは8機関と、議会公共プログラムでは14組織と公式の協定を結んでいるかパートナーシップ関係にあり、非公式のものを含めるとその数はさらに増えるという⁽³⁰⁾。

パートナーシップを組む場合、経費の負担を考慮するのは当然である。短期的には経費負担が高まるにもかかわらず、パートナーシップを求めるのは、それが長期に継続するものとみなされており、長期的に見た場合の便益が初期の経費負担を補って余りあるからである。パートナーシップの締結は、自分たちが実施しようとする法的な制約がある場合、新規の領域に踏み込もうとする際に、新しいものへの投資リスクを減らすことができる場合に、有利に働くと考えられている⁽³¹⁾。

4 政府図書館の危機

国の図書館であっても、経費節減の影響と無

縁で、安閑としていられる時代は去った。政府図書館の閉鎖の危機は、現実的となっている。『ガイドライン』策定の背景には、国の図書館であっても、縮小や閉鎖の危機に立ち向かわなければならないとする意識が働いているようにみえる。実際、「政府図書館は、この10年間で、コスト削減の標的となってきたし、その傾向は続いている⁽³²⁾」。特に、2003年に米国環境保護庁が、東海岸にある主要な図書館の閉鎖（後に再考された）を決めたことは、研究者や図書館関係者に大きな衝撃を与えた。『ガイドライン』の「第17章 政府図書館の動向」では、それほど徹底的ではないにしても、世界中のいたるところで、政府図書館や政府間組織の図書館の削減が生じているが、これは各図書館が所属する上部組織の管理者が、長期的な結果を十分に考えずに、短期的な経費節減を強調することを示すものであると批判的に述べられている⁽³³⁾。

政府図書館が削減の対象となる要因として、次のことが考えられる⁽³⁴⁾。

- ① デジタル時代において、急速に発展した検索エンジンや電子図書館が、図書館の競争相手となっている。政策決定者は、インターネットは図書館に置き換わるものであり、紙の資料を扱う図書館はもはや時代遅れと見なす傾向がある。
- ② 図書館の業務は複雑で、外からは理解されにくい面がある。実際には、資料の目録作成と組織化、レファレンス質問への回答、電子ジャーナル等の契約、質の高い情報資源の使用許諾などの複雑さは、エンドユーザーは言うまでもなく、政策決定者か

⁽²⁹⁾ Hugh Finsten, presented by William R. Young, "Partnering at the Canadian library of Parliament." p.3.
(http://www.ifla.org/IV/ifla73/papers/102-Finsten_Young-en.pdf)

⁽³⁰⁾ *ibid.*, p.7.

⁽³¹⁾ *ibid.*, p.5.

⁽³²⁾ IFLA *op.cit.*, p.43.

⁽³³⁾ *ibid.*

⁽³⁴⁾ *ibid.*, pp.43-44.

らも見えにくいものであり、十分な理解を得ることが難しい。

- ③ 政府図書館が策定する計画の対象期間は長期的であるが、政策決定者が策定する計画の対象期間はそれよりも短期的であり、図書館の展望と図書館のコレクションの価値を十分に認識していないことがある。

経費節減による縮小と閉鎖の危機にどう対処するかは最重要課題となっている。そのためには、自らの業務改善とサービスの見直しの努力とともに、親機関ほか利害関係者に対して、図書館の存在意義、社会・文化に果たす役割の大きさ、長期的に見た場合の図書館への投資価値が大きいことなどを主張し、長期的な展望にたった政策決定が行われるように理解を求めることが重要である。

政府図書館は、ビジョンや中長期計画の策定、上部組織に対する現状報告、人材の確保と職員管理、財務管理、サービスの提供、実績の評価、マーケティング、広報など運営に関わる課題をもつが、中でも利害関係者 (stakeholder) 及び顧客との関係が重視されるようになってきた。図書館のサービスの宣伝や業績評価の公表など、一般公衆から理解と支持を得るためのPRに留まらず、政府情報の収集と保存の重要性についても、利害関係者に対して、自己の立場と役割を主張し、積極的に働きかけることが求められるとしている⁽³⁵⁾。

Ⅲ 利用についての課題

1 利用者ニーズの把握と図書館のPR

議会図書館でも、利用者の要求の範囲、求められる情報のレベル、提供するサービスの満足度、調査の成果物に対する評価、サービスの改

善要望等を知るために利用者調査が行われている。議会図書館や調査・情報サービスに対して、議員とそのスタッフは肯定的に評価する機会が多いが、常に改善を望む声も出ている。

『ガイドライン』は、図書館と利用者間のコミュニケーションを重視し、利用者のニーズを正確に把握する手段として、貸出やレファレンス依頼等を調査する間接的なニーズ評価法、利用者調査やインタビュー等による直接的な評価法と並んで、「図書館委員会の設置」を挙げている。多くの政府図書館では、学術機関や公共図書館と同様に、支持団体または図書館委員会を通じて、利用者とのコミュニケーションから利益を受けているという⁽³⁶⁾。

また、利用者との良好なコミュニケーションの成功例では、対面式トレーニング、e-学習ツール、レファレンス・チャット、電子メール、ウェブログその他利用者との意思疎通をする多くの手段を持っているとされている⁽³⁷⁾。

政府図書館の場合、すべての利用者が同一の深度と急迫度で情報サービスを求めているわけではないので、利用者群を定義して、利用者の異なるカテゴリー別に、最適な回答方式と回答期限を明確化し、優先順位を定めることが重要であるとされる⁽³⁸⁾。

議会図書館の場合は、議員等から「できるだけ早く」の注文付きの調査依頼が増加していることを考えると、このような方式をどこまで適用できるかは疑問であるが、議員、秘書、政党スタッフという利用者別の類型ではなく、利用者側の情報要求の程度と議会図書館側の調査体制の適合度に応じた類型化の試みは、情報サービスの効率改善に役立つものと思われる。

組織にとっては、顧客を対象としたマーケティング活動が不可欠である。その手法は、報道・メディアとの連携、図書館のロゴまたは

⁽³⁵⁾ *ibid.*, p.24.

⁽³⁶⁾ *ibid.*, p.9.

⁽³⁷⁾ *ibid.*, pp.9-10.

⁽³⁸⁾ *ibid.*, p.7.

モットーを付したブランド出版、図書館サービスまたは図書館の課題についてのワークショップや会議の開催、利用者案内システム、マーケティングキャンペーン、展覧会の開催等がある。マーケティング活動を継続するためには、可能であれば、マーケティング活動に当てる予算を確保し、専任のポストにその業務を割り当てるべきであるとされる⁽³⁹⁾。

2 セルフヘルプサービス

議会図書館自体が、情報サービスの一環として各種のデータベースの構築と提供を行う一方、調査依頼に対しては、多様な情報源から適切な情報を取得して議員等に提供する過程で、情報の生産機能と情報の仲介機能を果たしているといつてよい。電話でも文書でも、調査依頼への回答を直接議員の元に届ける伝達方式は確実で効果が高く、調査員が議員の元に出向いて、調査報告の説明や議員との意見交換を行えば、その効果は一層高くなる。ただし、議員、委員会、政党の調査部門からの調査依頼をこのように個別に対応する、いわゆるオーダーメイド方式は、調査担当者の負担を高め、依頼者から見ると、適切な情報を得るまでに時間がかかることが多い。いくつかの議会図書館で試みられている付加価値情報の提供は、高度化する議会からの要求への対応策の一つであるが、その効果を高めるために、議員とそのスタッフがシステムに直接アクセスして、データベースを使いこなせるような条件を整えることが重要である。

システムによる議員等への情報提供サービスでは、得られる情報の価値とシステムの使いやすさが、サービスの効果を左右する大きな要因となる。システムの開発担当者は、提供する

データベースの構成と収録データの内容と形式、ユーザに対する情報の表示様式等の設計に細心の注意を払い、一度完成したシステムでも、その効果を評価し、利用者の改善要望に応じて、改修を行う。

オーストラリア議会図書館(Australian Parliamentary Library)では、議員等へのサービスと議員等からの要求への戦略的な対応を検討し、1990年代の終わりに、「セルフヘルプサービス」の概念に基づいて、システムの開発を行った。ParInfoと称されるこのサービスは、議員が必要とする全情報を、議員の事務所でも選挙区の事務所でも入手できることを目標に作られた。このシステムは、議会図書館のデータベースだけでなく、上下両院の本会議及び委員会の会議録、議会に提出される法案と報告書等全部で10のデータベースを収録している。議会図書館のデータベースには、目録、新聞切り抜き、記者発表、雑誌記事、ラジオとテレビニュースを筆記したものなどが含まれている⁽⁴⁰⁾。

このように、議員等が議会活動で必要とする種類の情報が多く含まれているため、それほど簡単に使えるシステムではないにもかかわらず、議員たちはこれに順応した。2006年現在、新ParInfoを開発中であるが、これは、ほぼ10年を経過した現行システムに比べて、優れたユーザーインターフェイスをもち、直感で使い方が分かるものになる見込みという⁽⁴¹⁾。オーストラリア議会図書館では、年に3万件以上あった問合せや調査依頼の件数が、近年減少してきている。そのかわり、セルフヘルプサービスに対するインターネットからのアクセスは、議員からのものも含めて年間200万件以上になるといふ⁽⁴²⁾。

(39) *ibid.*, pp.38-39.

(40) Roslynn Membrey, "The Parliamentary Library in the land of Kangaroos and Boomerangs." presented paper at the conference APLAP 2006. p.4.

(41) *ibid.*

(42) *ibid.*

びスロバキア共和国の立法機関の活動

IV 議会図書館の情報サービス

1 議会資料のデジタル化

議会事務局または議会図書館には、議会の本会議録、委員会会議録、委員会公聴会記録、議案、法律案、政府が議会に提出した文書や委員会の報告書からなる議会文書、文書による質問と答弁書などが長期にわたって保管されている。

デジタル議会図書館の構築は、これらの議会資料のデジタル化を通じて、議会資料のアーカイブとなることと、インターネットで公開することにより、国民共有の知的財産とすることを目指している。近年の代表的な事例として、チェコ及びスロバキア両国の共同事業と台湾立法院の議会デジタル・コレクション事業を紹介する。

1993年に分離したチェコ共和国とスロバキア共和国の両議会間で、共同デジタル議会図書館を構築しようとするプロジェクトは、1995年にチェコ議会図書館が開始し、2002年にはスロバキアがこの計画に参加した。チェコ及びスロバキア共同デジタル図書館プロジェクトは、次の議会資料を収録するシステムを構築、運営することを目的とした⁽⁴³⁾。

- ① 1848年から1914年までの、様々な法律制定機関におけるチェコとスロバキアの議員の活動（オーストリア憲法制定帝国議会、チェコ王国議会、スロバキア国家評議会）
- ② 1918年から1992年までの、チェコスロバキア共和国の合同立法機関の活動
- ③ 1993年から現在までの、チェコ共和国及

プロジェクトの初期に、立法過程、議会制度、政治史、コンピュータ科学の分野から専門家が集まり、議論を重ねた。収録区分に関し、特に戦時中は歴史区分が選挙期間と対応していない場合が見られたが、最終的には、資料は選挙期間に従ってデジタル・タイプラリに収録されることが決まった⁽⁴⁴⁾。

プロジェクトへの参加者は、チェコ側は、議会図書館、下院情報技術局、上院情報技術局、ESUプラハ（民間企業）、スロバキア側は、議会図書館、議会アーカイブ、スロバキア共和国国家評議会事務局の情報技術部門、Exe-Information社（民間企業）、NUPSESO（同）等であった。NUPSESOは、様々な文字、特に非常に難しい文字の識別が可能なソフトウェアをもっていることからこのプロジェクトに参加した。Exe-Information社は、ソフトウェア開発を担当し、デジタル議会文書に関するインポート、出版、検索、アーカイビング、デジタル文献蓄積システムのデータモデルを提案した⁽⁴⁵⁾。

チェコ及びスロバキア・デジタル議会図書館は両国で広範に利用されており、サービス開始の2005年5月から2006年4月までのアクセスは約120万件、一日平均3,200人以上に達したという。議会図書館への直接の訪問者は一日で最大30人であったから、訪問者数では100倍増の効果があったといえるであろう⁽⁴⁶⁾。

この国際プロジェクトは、「相互の知識が豊かになり（better）、財政と人員面での相当な節約ができただけでなく、両議会のアイデンティティの探求と認識に関して、重要な貢献を果たした⁽⁴⁷⁾」と総括されている。

(43) Eva Malackova and Karel Sosna, "The Joint Czech and Slovak Digital Parliamentary Library." p.4., 72nd IFLA General Conference and Council Website.

〈http://www.ifla.org/IV/ifla72/papers/087-Malackova_Sosna-en.pdf〉

(44) *ibid.*, p.5.

(45) *ibid.*, pp.5-6.

(46) *ibid.*, p.7.

台湾立法院の「図書館及び情報サービス」(議会図書館に相当する組織)は、「成長著しいウェブアプリケーションとデジタルコレクションという最新のトレンドに遅れずについていくため⁽⁴⁸⁾」、2000年末に「議会資料デジタル・コレクション5か年計画」を策定し、2001年から事業を開始した。その狙いは、この図書館の利用者(立法院の議員だけでなく一般公衆も)に対し、「透明性と利用のし易さという要請のもとで、信頼度の高い、公平な、時宜に適った立法情報を提供すること⁽⁴⁹⁾」である。無論、図書館の狭小なスペースで、議会資料を永続的に保存することと、時空を超えて電子化資料へ容易なアクセスを提供することも目標に掲げられた。

デジタル化の対象は、立法院の立法活動により直接生産され、同図書館が所蔵する立法院議事日程、立法院議事録、立法院広報、立法シリーズ、法案特別シリーズ、立法院主要記録(Record of Major Events in the LY)である。このプロジェクトは、①イメージスキャニングとチェック、②目録作成と索引作成、③検索システムの導入と機能テスト、④オンラインサービスの提供、⑤研修とサービス拡張から構成されている⁽⁵⁰⁾。

2 付加価値情報の提供

インターネット情報資源の増加と便利な検索手段が普及した結果、議会図書館に寄せられる調査依頼の中で、困難で時間のかかる情報課題が増加していることは、既に述べた。議会図書館自体も、議会で生産される大量の情報をデータベースに格納し、そのサイトを通じて一般公衆に提供している。インターネットを介して議

会資料へのアクセスが普通になった現在、次に何を提供するか、また、情報をどのように提供するのが新しい課題となる。

台湾立法院はこの課題に対して、「付加価値立法情報サービス」という回答を与えた。このサービスは、まずデータを情報に変え、次に分析と再組織化を経て情報を知識に変えるプロセスを通して、知識を集積したデータベースを構築し、一般公衆に、議会の仕事や立法活動の多様な側面に容易にアクセスできるようにすることを企図している。法案提出データベースは、審議の二日前に出る議事日程を外注で入力し、第一読会の日までにシステムで検索できるようにするもので、法案に関連のある適切な文献とペーパーをPDFフォーマットで読めるようになっている⁽⁵¹⁾。

そのほかに、会議録情報システムから自動的にデータを取得する「法案検討に関する情報システム」、「会議の要約議事録」、「最新可決事項」などが提供されている。法律作成に関連する付加価値情報サービスのどれもが、94のデータベースと66のウェブページの中で、訪問者の多いサービス上位10位にランクされている。このような事実から、一般公衆による立法活動の監視の効率が高まること、世論が立法政策決定に重要な影響を及ぼすこと、立法調査のための資料利用の利便性が増し、立法の質を改善すること等の成果が得られるとしている⁽⁵²⁾。

一方、デジタル本会議場を設置するなど議会の電子化を進めている韓国では、2003年に、国会の全機関をイントラネットで結ぶ「国会総合情報システム」を実現した。その一環として、韓国国会図書館は、国会議員及びそのスタッフ

(47) *ibid.*

(48) Kao-ying Li et al., "Digitization of Legislative Materials and Value-added Information Services in the Parliamentary Library of the Legislative Yuan of the ROC (Taiwan): a Country Report." presented paper at the conference APLAP 2006, p.3.

(49) *ibid.*, p.2.

(50) *ibid.*, pp.2-4.

(51) *ibid.*, pp.6-7.

(52) *ibid.*, p.11.

の立法活動の支援に特化した「図書館情報システム」を構築した。このシステムは、立法情報データベース、議会・法令・学術ウェブデータベース、電子図書館等から構成されており、このうち立法情報データベースには、会期ごとの主な争点を紹介する立法知識データベース、立法情報、週間海外動向、海外立法、外国の新聞情報等のサブ・メニューがある⁽⁵³⁾。

立法知識データベースは、国会に提出される法案や政策事案について、各分野の専門家が、その分野の関連資料及び情報を分析・加工して作成する。懸案となっている24主題、930件の項目が登録されている（2005年現在）。各項目は、その主題の現状、争点、賛否両論、対案等を整理した要約報告書である「概要」と、主題に関連する図書、雑誌、学位論文、新聞記事、インターネット情報の原文情報である「関連資料」から構成されている。

そのほかに同図書館では、政策沿革情報サービス（Policy Tracking Information）を提供している。これは、政府の事業別に政策の立案段階から計画、執行、評価など政策決定過程における資料を整理して提示することにより、関連常任委員会の活動と政策審議に必要な基礎資料を提供しようとするものである⁽⁵⁴⁾。

このような傾向は、議会図書館自体が、過去の議会文書をデジタル化してアーカイブを構築するとともに、日々発生する議会情報を編集、組織化し、データベースに収録して提供する情報センターに、自らを変革しようとする動きと見ることができる。それには、議会図書館をはじめ、議会に属する各組織が生産する情報を一括して管理できる仕組みの存在が不可欠と考えられる。

V ウェブ世界との関わり

1 情報資源の探索

Google等の検索エンジンの普及によって、利用者が情報を探索する効率は著しく向上した。図書館にシステムが登場する以前に、図書館に向いて所蔵資料を探すのに使用した唯一の検索手段であるカード目録が、過去の遺物となって久しい。カード目録からOPAC（Online Public Access Catalog）に飛躍的な発展を遂げた資料の検索手段は、短期間のうちに、インターネット検索エンジンに王座を奪われてしまったように見える。

現代の図書館サービスに対する最大の支援者であり、最大の競争相手はインターネット検索エンジンであり、インターネット検索プロセスでは、特別な訓練を受けなくても、非常に速く検索ができ、結果は満足の行くものであることが多いといわれている⁽⁵⁵⁾。

しかし、実際には、インターネット情報源を探索する際に、検索エンジンに単にキーワードを入力するだけでは、適切な情報を効率的に得られる場合は少なくなっているといっていよう。特に専門的な情報を探索する場合に、検索エンジンのカスタマイズは必須の手法となっている。

ここでは、2007年8月のIFLA年次総会で発表された、政府情報及び政府間組織（Intergovernmental organization）のサイトの検索に有効と思われる手法を検証した報告から、その概要を紹介する⁽⁵⁶⁾。

この20年間、政府間組織は、世界中のクライアントに刊行物を配布するため、主要な手段の一つにインターネットを選んできた。たしかに

⁽⁵³⁾ パク・ジョンヒョン 前掲論文 p.16.

⁽⁵⁴⁾ イ・ヒョンチュル 前掲論文 p.4.

⁽⁵⁵⁾ Kaskla and Watt *op.cit.*, p.29.

⁽⁵⁶⁾ David Oldenkamp and Amalia Monroe, "In search of intergovernmental organizations: the development of an IGO search engine." pp.1-5. <http://www.ifla.org/IV/ifla73/papers/119-Oldenkamp_Monroe-en.pdf>

検索エンジンは、入力された検索語に対して、結果を戻してくるが、それは往々にしてあまりに多すぎて、利用者を困惑させることがある。また、平均的な利用者にとって、夥しい数の結果を前に、どれが政府機関由来のものなのか、どれがNGO（非政府組織）由来のものなのかを判断することは容易ではない。

インターネットからの情報取得に役立つように、図書館員は重要ウェブサイトの目録を作成したり、インターネット検索に関するワークショップを開いたりして利用者の支援を試みた。また、適切な情報源に案内するために、政府間組織のオンラインリストを作成した図書館員もいるが、このようなリストでは、利用者は、自分が求めている情報をどの組織がもっているかを推測しなければならないという問題がある。ところが、複数の組織が同一の業務領域を担っていることが多いため、リストから一つのサイトを選んでも、特定の課題にたいする政府間組織全体の取り組みを概観することにはならない。

この数年間、Google等の検索エンジン会社は、「グーグル米国政府検索（The Google U.S. Government Search）」のような、インターネットのサブセット（部分集合）を検索する専門化した検索ツールを作り出してきた。

そこで、政府間組織に関し、同様の検索エンジン・ツールを作るべく、検索対象とする組織のリストを作成して、既存の3つの検索エンジン（Google Custom Search、Swiki、PSS！）にそのURLを搭載してテストを行った。その結果、Googleカスタムサーチが最良の検索エンジンであることが分かった。“Ecuador”、“International”、“Development”の三つの検索語で一般検索した場合に300万件近くがヒットしたが、この検索ツールを用いたところ、388件に

絞り込まれたという。

このようなテスト結果を示した後、著者は、すべてのレファレンス課題が、カスタマイズ化された検索エンジンの作成によって解決されるわけではないが、それはレファレンス要求に対処するうえで有効な手段であり、図書館員が長年望んでいた、利用者にレファレンス・ツールを提供するという希望をかなえるために、使用することができる⁽⁵⁷⁾と述べている。

2 ウェブ情報源と典拠

ウェブが参加型のメディアとなり、利用者が共同で作成するコンテンツが増加していく中で、図書館は、利用者が既に来ている場所に向いて、そこで利用者を支援し、図書館に近づけるためのサービスを行うべきだとの主張が現れた⁽⁵⁸⁾。本章では、そのような考えかたに立って実施された国立図書館の試みとして、ドイツ国立図書館（Deutsche Nationalbibliothek: DNB）とドイツ語ウィキペディアの間の協力プロジェクトを紹介する。

ドイツ語ウィキペディア・コミュニティの中に、人名データが、国立図書館の人名典拠ファイルと連結していれば有用であろうと考える人々が出てきた。ドイツ国立図書館は個人名に関する典拠ファイルをウィキペディア内の人名にリンクさせるプロジェクトの実施に同意した⁽⁵⁹⁾。ウィキペディアの参加者たちは、約2週間という非常に短期間のうちに、22,000件以上の記事（項目）にリンク付け作業のすべてを実施した。このプロジェクト期間中、コミュニティ側は、典拠ファイルに誤りがあると考えた項目を集約して、典拠ファイル訂正要望リストを作成した。この協力は大成功を収め、図書館側から見れば、ウィキペディアの読者は、実に簡単に個人の文献を探すことができるようになり、

⁽⁵⁷⁾ *ibid.*, p.7.

⁽⁵⁸⁾ Patrick Danowski, “Library 2.0 and user-Generated Content What can users do for us?” pp.4-5.
(<http://www.ifla.org/iv/ifla73/index.html>)

⁽⁵⁹⁾ *ibid.*, p.6.

電子リソースからオフラインリソースへの道が短縮され、ウィキペディアの利用者が図書館の利用者にもなりうる、と評価されている⁽⁶⁰⁾。

進化したウェブ環境の下では、利用者自身が出版者になる可能性をもっている。ウィキソース (Wikisource) は、無料のコンテンツをもつオンライン図書館であり、参加者コミュニティが維持している。そこでは、利用者が既存の図書館に代わり、デジタル化オブジェクトへのアクセスの改善のために、付加情報を作成し、索引付け作業を行っている。図書館員は、コンテンツの主題案内の作成やキーワード・分類表による電子テキストの組織化において、役割を發揮できるという⁽⁶¹⁾。

既存の図書館員は、シソーラスや分類表などのツールを用いて、ウェブに出現した仮想図書館を支援することができるが、現実には、利用者が図書館を支援する状況が生まれている。既存の図書館は、そのための共通基盤 (プラットフォーム) を構築し、そこでは、利用者は図書館の新しいパートナーとなりうるし、図書館サービスの改善のために、図書館を支援することができるようになる⁽⁶²⁾。

このほか、ウェブ世界に、図書館が制御する語彙 (典拠データ) を適用して、ウェブを単なるデータの集合から、知識のデータベースに進化させようとする試みも行われている。そのひとつが、バーチャル国際典拠 (Virtual International Authority File: VIAF) プロジェクトである。VIAFとは、世界の国または地域の書誌作成機関が作成する典拠レコード間にリンクを張り、典拠レコードを世界共通にして、インターネット上で利用可能とするシステムである。現在、

ドイツ図書館 (Die Deutsche Bibliothek: DDB)、米国議会図書館、(Library of Congress: LC)、OCLC (Online Computer Library Center) は、個人名に関するバーチャル国際典拠ファイルの開発に共同で取り組んでいる⁽⁶³⁾。

3 政治参加の場

国立図書館が、ウェブ世界に典拠データを適用する試みを進めているのに対し、議会図書館では、ウェブ世界への関わりに独自の道を探ろうとする動きが見られる。

チリ議会図書館 (Chilean Library of Congress) では、ウェブ世界での政治に関わる意見のやりとりを、サイバー社会における政治的議論の場と定義し、その条件の整備を議会図書館の役割と考えた。サイバー社会では、市民が共同の分散型ネットワークを構築して、そこに参加することが可能となる。そのような社会では、価値の証明 (validation) の論理は、本や新聞の世界とは別の流儀で働く。サイトやウェブログの著者が受ける訪問、コメント、リンクの総量が、著者の力を評価する基準となり、その力は、本の編集者から選ばれることによるのではなく、サイバー市民のネットワークの中で魅力的であることによる。そこでは、ウェブログ、フォーラム、チャットルームのようなツールが効果的に用いられてきた⁽⁶⁴⁾。

チリ議会図書館は、2004年の1月に、新しいビジョンと使命の中で、議員のために新しい価値を創造すること、市民のためにデジタル文化を促進することの二つを宣言した。さらに、議会図書館とサイバー市民との関わりの中で、新規サービスのための3つのイノベーション・プ

(60) *ibid.*, p.7.

(61) *ibid.*, p.11.

(62) *ibid.*

(63) Barbara B. Tillett et al. (稲濱みのる、鈴木智之訳) 「バーチャル国際典拠ファイル (VIAF: Virtual International Authority File): ドイツ図書館と米国議会図書館の典拠ファイルを利用して」 p.1. http://www.ifla.org/IV/ifla72/papers/123-Bennett_trans-ja.pdf

(64) Soledad Ferreiro and Jose Miguel Muga, "Understanding Cybersocial Network trends, for innovation in Libraries." p.1. http://www.ifla.org/IV/ifla73/papers/102-Ferreiro_Muga-en.pdf

プロジェクトの開発を想定した。その戦略とは、①ウェブログの後援者及び共同制作者として、市民や組織に、サーバーネットに参加する方法を教えるための技術的基盤と人材を提供すること、②市民の動向の観察者として、社会的な議論、特に出現したばかりで、本の形で刊行されていない議論を確認すること、③議会における社会的、政治的な関心事の争点をめぐって出現する新しい集団を助成することである⁽⁶⁵⁾。

①については、高齢者の政治参加が言及されている。定職をもたない高齢者は、ネット社会に積極的に参加する機会を持ち、ソーシャル・ネットワークは、検閲なしで多様な議論やコメントを行うことができる媒体であり、新しいプロジェクトや協力的な事業主を求める機会を入手する方法であると考えられている⁽⁶⁶⁾。

②については、議員にとって、市民の行動を解釈することは重要であり、それゆえに、議会図書館は、市民の動向の観察者としての役割を果たさなければならず、とりわけ、国やコミュニティに影響を与えるような周辺的な動向の調査をすべきであると考えている⁽⁶⁷⁾。

③の新興集団の後援者としての役割は、上院議員たちとの議論を通じて考えられたものであるという。議員の意見によれば、チリでは、エネルギー、中央集権対地方分権、若年層の雇用、ブロードバンド政策のように、注意を払うべきテーマがいくつか存在する。これらの主題に関し、グローバルな文脈の中で、国家は自らの提案を表現する能力をもたなければならない。議会図書館は、これらの主題に関するノード（ネットワーク上の議論の場）を設けることにし、そのための方法論を展開した。ノードの目的は、観察の対象となっている主題（政策課題）

と新たな可能性との関連にいち早く気づくことである⁽⁶⁸⁾。

チリ議会図書館のように、インターネット社会での政治参加の場を整備することまでは想定していないが、議会のコミュニケーション・パターンに変化が生じていることは、韓国国会図書館からの報告でも指摘されている。「ネット上で広範囲に流通する情報は急激に増えている。このような情報が立法に糸口を提供する場合は多々あり、こうした情報の有効な活用は議員の立法能力において革新的な役割を果たし得る⁽⁶⁹⁾」との記述は、インターネット上での市民の政治参加が、議員の活動に実質的な影響を及ぼす可能性に言及したものである。

このことと関連して、米国議会図書館のドナ・シーダー氏は、2006年のIFLA年次総会での報告の中で、市民の政治参加の場がインターネット上にも展開されている現在、議会図書館は、公共政策に関する資料を収集する立場から、ウェブログを潜在的な情報源と捉え、オープンデジタル形態で公開される市民の政治的な議論が、公共政策に関するまじめな内容のものであれば、将来の調査や分析に備えて保存する必要がある、新形式のデジタル蔵書を構築することが求められているとする見解を明らかにしている⁽⁷⁰⁾。

おわりに

議会図書館のインターネット世界への関わり方は多様である。最も基本的なのは、インターネット上の情報資源を、議会への調査・情報サービス的手段に利用する関わり方である。また、議会情報をデジタル化してインターネット

(65) *ibid.*, p.4.

(66) *ibid.*, p.4.

(67) *ibid.*, p.6.

(68) *ibid.*, p.7.

(69) イ・ヒョンチュル 前掲論文 p.7.

(70) Donna Scheeder, "Information Quality Standards: Navigating the Seas of Misinformation." pp.3-4., 71st IFLA General Conference and Council Website. (<http://www.ifla.org/IV/ifla71/papers/192e-Scheeder.pdf>)

に公開し、一般公衆の議会活動への理解や関心を高めるために、インターネットをメディアとして利用する関わり方も、多くの議会図書館で実施されている。最近では、議会図書館は、インターネット社会における市民の政治参加と、公共政策に関する議論に注目し始めている。その場合、議会からの調査依頼に応えるために、個別にそれらの情報を参照する立場を続けるの

か、将来の調査、分析に備え、それらの情報を積極的に収集してアーカイブを構築するのか、さらに進んで、インターネット社会における政治的議論の場を整える役割を担うのか、議会図書館のインターネット社会への関わり方について、今後さらに議論を行う必要があるように思われる。

(むらかみ まさし 総合調査室)